

令和 7 年度 部活動に係る活動方針

八戸市立是川中学校

1 部活動の目的

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとして、学校教育の一環として行われるものである。

本校については、部活動を通して、技能や知識の習得の他、生涯にわたってスポーツや芸術・文化に親しもうとする態度を養うとともに、心身の健康の増進、好ましい人間関係の形成や社会性等の育成を図る。

2 運営方針

- (1) 部活動の目的や指導方針、望ましい休養日や活動時間等について、全教員で確認し、共通実践を推進する。
- (2) 部活動は全教員が担当し、一人の顧問に負担が集中しないように役割を明確にするとともに、協力して運営・指導にあたる。
- (3) 部活動の活動方針、各部の年間計画や活動計画について、保護者や地域住民に対して周知し、理解と協力が得られるよう努める。
- (4) 生徒の安全を第一に考え、施設・設備等の安全点検を行うとともに、大会等の引率時における生徒の把握、活動時の安全確認等についても十分に配慮する。
- (5) 生徒の休養日及び活動時間等については、生徒の発達段階を考慮するとともに、「八戸市中学校運動部活動の指針」に準じ、本校では以下のように定める。

① 休養日について

ア **週あたり 2 日以上**の休養日を設ける。

・ 平日は 1 日以上

・ 土日のいずれか（3 連休の場合も、いずれか 1 日を休養日とする）

※ 大会参加で土・日曜日の両日活動した場合は、翌週のできるだけ早い平日に休養日を設け、振り替える。

イ 長期休業中の扱い

・ 土日のいずれかを休養日とする。

・ 週の活動時間の上限を 16 時間未満とする。

・ 学期中（平日 1 日以上、週末 1 日以上）の休養日に準じた扱いとする。

・ 長期休養期間を下記のように設け、活動を行わない。

ウ テスト期間は部活動を行わない。ただし、県大会などの上位の大会が定期考査直後に控えている場合で、保護者からの要望があった生徒に限り、校長の許可を受けて1時間程度の活動を行うことができる。その場合は、生徒の体調や学習時間の確保に十分に配慮する。

② 活動時間

ア 平日の活動時間は、**2時間程度**とする。

イ 休業日の活動時間は、**3時間程度**とする。

ウ **長期休業の活動時間**については、休業日の活動時間に準じて、**3時間程度**とする。但し、**週あたり16時間未満まで**とする。

エ 生徒の**退下完了時刻**は、年間を通じて**午後6時**とする。

オ 原則として、時間を延長しての活動は行わない。

◎但し、**生徒及び保護者からの要請を受け、顧問も同意した場合**、校長の判断のもと、以下の場合に限って**時間を延長しての活動を可能とする**。

- ・運動部については、中学校体育連盟が主催する夏季・秋季大会の前3週間、文化部については、本校文化祭の前3週間とする。
- ・その場合、生徒の退下完了時刻は、年間を通じて午後6時30分とする。

カ 朝練習は行わない。

③ 練習試合や大会・コンクール等への参加

ア 顧問は、年間を見通して、生徒の学習や生活等への影響、保護者の負担等に十分配慮し、練習試合の実施回数や、参加する大会・遠征等の数を精査する。

イ 練習試合や大会・遠征等参加への交通手段は、公共交通機関、貸切バスやタクシー等の利用、もしくは、保護者の自家用車を原則とし、教職員が生徒を自家用車に同乗させて移動することを禁止する。

ウ 練習試合や大会の参加・活動については、原則として、八戸市内及び三戸郡あるいは上十三地方を範囲とする。

3 指導方針

- (1) 生徒による自主的・自発的活動が促進されるよう、生徒個々に目標や課題をもたせ、目標達成や課題解決が図られるよう支援する。
- (2) 生徒の健康に考慮し、本校で定めた休養日や活動時間等を厳守するとともに、過度な活動内容とならないよう配慮する。

- (3) 豊かな人間性や社会性を育むため、生徒の努力を認め、励ます、肯定的な指導と、コミュニケーションを大切にした指導に努める。
- (4) 体罰は絶対に許されない行為であることを十分に意識し、生徒に対して肉体的・精神的苦痛を与えることや、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、生徒の人格を否定するような発言等は絶対に行わない。
- (5) 外部指導者を活用する場合は、年度当初に校長の承認を得るとともに、「部活動に係る活動方針」および別に定める部活動外部指導者（コーチ）に関する規定に沿って指導が行われるよう、共通理解を図る。
- * 委嘱状の交付及び保険への加入以前に、外部指導者が指導にあたることが絶対にならないようにする。
 - * 外部指導者が活動指針にそぐわない活動をし、校長及びPTA会長が不適任と認めた場合、当該指導者を解任できる。

4 本年度設置される部活動

(1) 常設部

運 動 部	バスケットボール部（男・女）
	陸上競技部（男・女）
文 化 部	文化部

(2) 特設部 設定なし。

5 顧問が運営・指導する際の留意点

- (1) 年間計画及び毎月 of 活動計画等の作成にあたっては、次の点に留意する。
- ① **年間計画**については、学校で策定する「部活動に係る活動方針」をもとに作成するとともに、**校長の承認を得て保護者に説明、配付する。**
 - ② **活動計画**については、**毎月20日**をめどに翌月の活動計画を作成し、校長、教頭から承認を得る。また、承認を得た活動計画の原本は、ファイルに綴じて職員室に保管し、全教職員が共有できるようにする。
 - ③ **実績報告書**については、**月末に作成し、校長、教頭に提出する。**また、確認後は、事務に原本を渡し、写しをファイルに綴じて保管する。
- (2) 顧問は、**毎月25日**をめどに、**生徒・保護者に翌月の練習日程表を配付する。**
- (3) 部活動の必要経費を保護者から集金する際は、支出目的を明確に示すとともに、学校徴収金に準じて厳正に取扱うこと。会計監査を受け、会計報告書を校長並びに保護者に提示する。なお、可能な限り保護者会等に管理を委ねる。

- (4) 顧問は、外部指導者を活用する場合、練習日程や活動内容等について、共通理解を図りながら指導にあたる。
- (5) 顧問は、生徒の活動に立ち会い、直接指導または見守りをするのが原則であるが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合は、他の教員に協力を依頼し、活動内容を伝達する。
- (6) 顧問は、生徒の安全面を考慮し、練習場所の安全点検を行うとともに、完全退下時刻を厳守する。
- (7) 顧問は、練習前や練習中の生徒の健康状態を確認しながら指導にあたる。また、部活動中に、生徒がけがをした場合は、管理職及び養護教諭に報告するとともに、保護者へ連絡する。必要に応じて応急手当を行う。
- (8) 熱中症予防対応は、室内外の活動を問わず、熱中症指数（WBGT）に基づき、こまめに指数を確認し安全に活動させる。また、自力歩行や意識障害が観察された場合は、迷わず救急車を要請する。**※令和5年8月25日追記**